

会計規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 会計組織（第7条）
- 第3章 勘定及び帳簿組織（第8条～第10条）
- 第4章 予算（第11条～第13条）
- 第5章 金銭等の出納（第14条～第22条）
- 第6章 資金（第23条・第24条）
- 第7章 資産（第25条～第33条）
- 第8章 負債及び純資産（第34条・第35条）
- 第9章 契約（第36条～第42条）
- 第10章 決算（第43条～第47条）
- 第11章 内部調査及び弁償責任（第48条～第51条）
- 第12章 雑則（第52条・第53条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第49条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、その財政状態及び運営状況を明らかにすることにより、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（準拠規程）

第2条 農研機構の財務及び会計に関しては、通則法、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号。以下「研究機構法」という。）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令（平成15年財務省・農林水産省令第3号）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年農林水産省令第94号）及びその他関係法令並びに国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（勘定）

第3条 農研機構は、研究機構法第15条の規定に基づき、次の勘定を設ける。

- 一 農業技術研究業務勘定（研究機構法第15条第1号に掲げる業務に係る経理を整理する勘定をいう。以下同じ。）
 - 二 農業機械化促進業務勘定（研究機構法第15条第2号に掲げる業務に係る経理を整理する勘定をいう。以下同じ。）
 - 三 基礎的研究業務勘定（研究機構法第15条第3号に掲げる業務に係る経理を整理する勘定をいう。以下同じ。）
 - 四 特定公募型研究開発業務勘定（研究機構法第15条第4号に掲げる業務に係る経理を整理する勘定をいう。以下同じ。）
- 2 農研機構は、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第6条第2項の規定に基づき民間研究特例業務勘定（同項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下同じ。）を設ける。

（事業年度）

第4条 農研機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（所属年度区分）

第5条 事業年度の所属は、農研機構の資産、負債及び純資産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生の原因となる事実が発生した日の属する事業年度によるものとする。ただし、その原因となる事実が発生した日を特定することが困難な場合には、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度によるものとする。

（予算管理）

第6条 理事長は、毎事業年度開始前に、主務大臣の認可を受けた中長期計画に基づき、当該事業年度における勘定ごとの予算、収支計画及び資金計画を策定する。

2 毎事業年度における収入及び支出は、前項の規定により策定した予算に基づき、適正に管理する。

第2章 会計組織

（会計区分）

第7条 農研機構に別表の会計区分の欄に掲げる会計区分を設け、それぞれの会計区分ごとに経理責任者を置く。

2 経理責任者は、別表の経理責任者の欄に掲げる者をもって充て、理事長が自ら決定すべき重要事項を除き、同表の担当組織の欄に掲げる組織における会計に関する事務を行うものとする。

3 経理責任者は、必要があると認める場合には、当該経理責任者が置かれる組織に所属する職員のうち当該経理責任者が勤務する事業場以外の事業場に勤務する者に対し、その事務の一部を分掌させることができる。

第3章 勘定及び帳簿組織

（勘定区分及び勘定科目）

第8条 農研機構の取引は、理事長が別に定める勘定科目により区分して整理するものとする。

(帳簿等)

第9条 経理責任者は、会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録するとともに、これを保存しなければならない。

2 帳簿の記録及び保存並びに伝票の作成及び保存については、電磁的記録によることができる。

3 帳簿並びに伝票の様式及び保存期間については、理事長が別に定める。

(証拠の整理)

第10条 経理責任者は、資産、負債及び純資産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生に関する取引について、伝票を作成し、これにより帳簿に記録し、及び整理するものとする。この場合において、当該取引の証拠となる書類は、原則として、当該作成した伝票に添付して整理するものとする。

第4章 予算

(予算配分計画の作成)

第11条 理事長は、事業年度開始時点までに、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応し、年度計画予算の基礎となる配分予算の計画（以下「予算配分計画」という。）を策定する。なお、理事長は不測の事態に備える必要があるなどの理由により、予算の一部を予備的経費として運営費交付金債務のまま留保することができる。

2 理事長は、業務の推進上必要があると認めるときは、第3四半期末までに策定した予算配分計画を変更する。ただし、理事長は法人の責めに帰さない通常想定することが困難な事象に伴う業務の大幅な追加あるいは縮小が生じた場合に限り、第4四半期に予算配分計画を変更することができる。

3 理事長は、予算配分計画を策定したとき又は予算配分計画を変更したときは、経理責任者に通知する。

(予算の執行)

第12条 予算の執行状況は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める者が、会計に関する帳簿等により常に明らかにしておかなければならない。

- 一 農業技術研究業務勘定 本部管理本部総務部長
- 二 農業機械化促進業務勘定 本部管理本部さいたま管理部長
- 三 基礎的研究業務勘定 生物系特定産業技術研究支援センター所長
- 四 特定公募型研究開発業務勘定 生物系特定産業技術研究支援センター所長
- 五 民間研究特例業務勘定 生物系特定産業技術研究支援センター所長

第13条 経理責任者は、第11条第1項の規定により策定された予算配分計画（同条第2項の規定により予算配分計画が変更されたときは、変更後の予算配分計画）に基づ

き、契約その他支出の原因となる行為を行わなければならない。

第5章 金銭等の出納

(金銭等の定義)

第14条 この規程において「現金」とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書及びその他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

2 この規程において「預金」とは、当座預金、普通預金、通知預金、別段預金、定期預金、譲渡性預金、郵便貯金、金銭信託及び財政融資資金をいう。

3 この規程において「金銭」とは、現金及び預金をいう。

4 この規程において「有価証券」とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）及びその他農林水産大臣の指定する有価証券をいう。

(取引銀行等)

第15条 経理責任者は、金融機関を指定して、預金口座を設けることができる。

2 経理責任者は、前項の規定により金融機関に預金口座を設ける際には、当該金融機関との間で約定を締結しなければならない。

3 経理責任者は、業務の運営上特に必要があると認めるときは、当該経理責任者が指名する者に前項の約定の締結を行わせることができる。

(現金の保管)

第16条 経理責任者は、前条第1項の規定により預金口座を設けた金融機関（以下「取引銀行等」という。）に現金を預け入れなければならない。

(手許現金)

第17条 経理責任者は、前条の規定にかかわらず、業務上必要な現金による支払及び常用雑費その他小口の現金による支払（以下「小口現金払」という。）に充てるため、手許に現金を保有することができる。

2 前項の規定による手許に保有することができる現金の限度額は、理事長が別に定める。

(収納)

第18条 経理責任者は、所掌する会計区分の収入となるべき金銭を収納しようとするときは、原則として、債務者に対して、債務の履行を請求するものとする。

(支払)

第19条 経理責任者は、支払を行う場合には、原則として、その相手方が指定する金融機関の口座への振込（以下「口座振込」という。）又は小切手の交付により行わなければならない。ただし、小口現金払その他取引上必要がある場合は、現金により支払うこ

とができる。

- 2 経理責任者は、支払を行った場合には、その相手方から、領収書その他その受領を証する書類を徴さなければならない。ただし、口座振込により支払を行った場合には、取引銀行等の振込通知書等をもって、これに代えることができる。

(前払い又は仮払い)

- 第20条 経理責任者は、経費の性質上又は業務の運営上必要があるときは、理事長が別に定める経費について前払い又は仮払いをすることができる。

(立替金の支払)

- 第21条 役職員は、やむを得ない場合において、物品の購入代金その他業務遂行上必要な経費を、経理責任者の承認を得て立替払により支払うことができる。
- 2 経理責任者は、役職員が前項の規定により立替払を行ったときは、事後においてその代金を支払うものとする。

(金銭の過不足)

- 第22条 経理責任者は、帳簿と現金に過不足を生じたときは、直ちにその事由を調査して、必要な措置をとらなければならない。

第6章 資金

(資金管理)

- 第23条 理事長は、資金の調達及び運用を有効かつ適切に行うため、年度計画予算に基づき、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から同年3月までの各区分による期間ごとの資金計画を定める。

(資金等の調達及び運用)

- 第24条 次の各号に掲げる資金等の調達及び運用は、前条に定める資金計画に基づき、それぞれの勘定を所掌する経理責任者が理事長の承認を得て実施しなければならない。
- 一 通則法第45条第1項に規定する短期借入金等の調達及び同法第46条第1項に規定する政府からの財源措置
 - 二 農業機械化促進業務勘定及び民間研究特例業務勘定の基本財産の運用
 - 三 特定公募型研究開発業務勘定の基金の運用
 - 四 通則法第47条に規定にする余裕金の運用

第7章 資産

(資産の区分)

- 第25条 資産は、流動資産及び固定資産に区分する。
- 2 前項の流動資産は、現金及び預金、有価証券、受取手形、契約資産、未収金、棚卸資産、前渡金、前払費用、未収収益、賞与引当金見返及びその他これらに準ずるものとする。

3 第1項の固定資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有形固定資産（取得価額が50万円以上の建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具及び工具器具备品で、かつ、耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定に計上されるもの及びその他これらに準ずるものをいう。）
- 二 無形固定資産（特許権、育成者権、著作権、実用新案権、借地権、商標権、ソフトウェア、工業所有権に計上されたもの及びその他これらに準ずるものをいう。）
- 三 投資その他の資産（投資有価証券、関係会社株式、敷金・保証金、長期前払費用、退職給付引当金見返及びその他これらに準ずるもの並びに流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産をいう。）

（有価証券の評価基準及び評価方法）

第26条 有価証券は、その保有する目的により次の各号に掲げる区分に分類するものとし、その貸借対照表に計上すべき価額（以下「貸借対照表価額」という。）は、原則として、当該各号に掲げる額とする。

- 一 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。） 時価
 - 二 満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債その他の債券をいう。以下同じ。） 取得原価（有価証券の購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した額をいう。以下この条において同じ。）
 - 三 関係会社株式 当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額
 - 四 その他の有価証券（前各号に掲げるもの以外の有価証券をいう。） 時価
- 2 満期保有目的の債権に係る貸借対照表価額は、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、前項第2号の規定にかかわらず、償却原価法に基づいて算出された価額としなければならない。

（棚卸資産の範囲）

第27条 棚卸資産は、製品、副産物、作業くず、原料、材料、半成工事、消耗品、器具及び備品又はその他の貯蔵品で相当価額以上のものとする。

（棚卸資産の評価方法）

第28条 棚卸資産は、原則として、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。

- 2 時価が前項の取得原価よりも下落した場合には、同項の規定にかかわらず、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

（固定資産の価額）

第29条 固定資産の取得価額は、次に定めるところによる。ただし、無形固定資産については、有償により取得した場合に限り、その対価をもって取得価額とする。

- 一 新規に取得するものについては、買入価額、制作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要とする費用を加算した価額とする。
- 二 交換により取得するものについては、譲渡を受けた資産の譲渡直前の帳簿価額とする。
- 三 寄附、譲与、その他により評価編入するものについては、それぞれの資産を適正に評価した価額とする。
- 四 政府から現物出資として受け入れた固定資産については、出資された額をもって取得価額とする。

(固定資産の管理)

第30条 固定資産は、その増減及び異動を、物件別に帳簿により管理するものとする。

- 2 固定資産及び第25条の規定により有形固定資産として計上しなかった財産のうち固定資産に準じて取り扱うべきものの管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

(貸倒引当金)

第31条 貸倒引当金は、事業年度末の債権の貸倒見積高を計上するものとする。

- 2 貸倒引当金は、貸借対照表の資産の部に、控除方式により表示するものとする。

(減価償却)

第32条 固定資産の減価償却は、定額法に従って行うものとする。

- 2 耐用年数の決定、残存価額の算出等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して行うものとする。ただし、特定の研究のために購入した固定資産の償却を行う期間については、個別の事情を勘案して、決定するものとする。

(減損会計)

第33条 固定資産に減損が認識された場合は、固定資産の帳簿価額を適切な方法により適正な金額まで減額処理するものとする。

- 2 固定資産の減損の会計処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 負債及び純資産

(負債の区分)

第34条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。

- 2 前項の流動負債は、運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄附金、短期借入金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等、契約負債、前受金、預り金、前受収益、引当金及びその他これらに準ずるものとする。
- 3 第1項の固定負債は、リース債務、資産見返負債、長期借入金、退職給付引当金及びその他これらに準ずるものとする。

(純資産の区分)

第35条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（又は繰越欠損金）に区分する。

2 前項の資本金は、研究機構法第6条に規定する政府出資金及び地方公共団体その他の者からの出資金とする。

3 第1項の資本剰余金は、資本取引により生じた資本剰余金から施設費等で取得した固定資産に係るその他行政コスト累計額を控除した額とする。この場合において、資本取引には、贈与資本及び評価替資本に係る取引のほか、施設費等によって固定資産を取得する取引を含むものとする。

4 第1項の利益剰余金（又は繰越欠損金）は、通則法第44条第1項の規定に基づく積立金、研究機構法第16条の規定に基づく前中長期目標期間の繰越積立金、通則法第44条第3項の規定により主務大臣の承認を受けた中長期計画において剰余金の使途に充てるための積立金及び当期末処分利益（又は当期末未処理損失）とする。

第9章 契約

(契約の方法)

第36条 経理責任者は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項に規定する競争（以下「一般競争」という。）に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他競争について必要な事項は、理事長が別に定める。

(指名競争)

第37条 経理責任者は、次に掲げる場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争（入札者を指名して行う競争をいう。以下同じ。）に付することができる。

- 一 契約の性質又は目的から一般競争に加わる者が少数のため、一般競争に付する必要がないとき。
- 二 一般競争に付することが契約上不利と認められるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、理事長が別に定める場合に該当するとき。

(随意契約)

第38条 経理責任者は、次に掲げる場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約（契約の相手方を競争の方法によらず、適当と思われる相手方から選択して締結する契約をいう。以下同じ。）によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が、競争を許さないとき。
- 二 災害その他緊急を要する場合で、競争等に付することができないとき。
- 三 競争に付することが契約上不利と認められるとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、理事長が別に定める場合に該当するとき。

(入札の原則)

第 39 条 一般競争及び指名競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(落札の方式)

第 40 条 経理責任者は、競争に付する場合は、支払の原因となる契約にあっては予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を、収入の原因となる契約にあっては予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約の相手方を決定する場合において、理事長が別に定める場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 その性質又は目的から前項の規定により契約の相手方を決定することが困難な契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第 41 条 経理責任者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項及びその他履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、理事長が別に定める場合においては、この限りではない。

(監督及び検査)

第 42 条 経理責任者は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 経理責任者は、前項に規定する請負契約、物件の買入れに係る契約又はその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事等の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

3 前 2 項の場合において、物件の給付完了後相当期間内に破損、変質、性能低下又はその他の事故が生じた場合に、取替、補修又はその他必要な措置を講ずる旨の特約があり、これにより給付の内容が担保されると認められる契約については、第 1 項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

第 10 章 決算

(勘定の統括)

第 43 条 決算は、第 12 条各号に掲げる勘定ごとに区分して経理することとし、同条第 1 号に掲げる勘定にあっては本部企画戦略本部長、同条第 2 号から第 5 号までに掲げる勘定にあってはそれぞれ当該各号に定める者が統括する。

(月次決算)

第44条 前条に規定する統括者（以下「統括者」という。）は、それぞれが所掌する勘定における月次の財務状況を明らかにするため、別に定める書類を作成しなければならない。

（年度末決算）

第45条 統括者は、事業年度末の決算に際しては、それぞれが所掌する勘定における当該事業年度末現在の資産及び負債の残高並びに当該事業年度における損益に関し真正な数値を把握するため、資産の評価、債権及び債務の整理並びにその他決算整理を的確に行って、決算数値を確立しなければならない。

（勘定別財務諸表、法人単位財務諸表及び勘定別決算報告書）

第46条 理事長は、前条の決算数値の確立後、勘定ごとに、次に掲げる勘定別財務諸表（勘定ごとの財務諸表をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 行政コスト計算書
- 三 損益計算書
- 四 純資産変動計算書
- 五 キャッシュ・フロー計算書
- 六 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 七 附属明細書

2 理事長は、前項の規定により作成した勘定別財務諸表を合算し、次に掲げる法人単位財務諸表（農研機構全体の財務諸表をいう。）を作成するものとする。

- 一 法人単位貸借対照表
- 二 法人単位行政コスト計算書
- 三 法人単位損益計算書
- 四 法人単位純資産変動計算書
- 五 法人単位キャッシュ・フロー計算書
- 六 法人単位附属明細書

3 理事長は、前2項に規定する財務諸表のほか、通則法第38条第2項に定める予算の区分に従い勘定ごとに決算報告書（以下「決算報告書」という。）を作成するものとする。

（勘定別連結財務諸表及び法人単位連結財務諸表）

第47条 理事長は、第3条第1項第2号に掲げる勘定にあつては、勘定別財務諸表のほか、当該勘定ごとに、次に掲げる勘定別連結財務諸表（勘定ごとの連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

- 一 連結貸借対照表
- 二 連結損益計算書
- 三 連結純資産変動計算書
- 四 連結キャッシュ・フロー計算書

五 連結附属明細書

2 理事長は、第3条第1項第1号、第3号及び第4号並びに同条第2項に掲げる勘定に係る勘定別財務諸表と前項の規定により作成した勘定別連結財務諸表を合算し、次に掲げる法人単位連結財務諸表（農研機構全体の連結財務諸表をいう。）を作成するものとする。

- 一 法人単位連結貸借対照表
- 二 法人単位連結損益計算書
- 三 法人単位連結純資産変動計算書
- 四 法人単位連結キャッシュ・フロー計算書
- 五 法人単位連結附属明細書

第11章 内部監査及び弁償責任

（内部監査）

第48条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため必要と認めるときは、特に命令した職員に内部監査を行わせることができる。

（会計上の義務と責任）

第49条 農研機構の役職員は、この規程並びに財務及び会計に関し適用又は準用される法令に準拠し、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行うものとする。

2 農研機構の役職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、農研機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

（物品等の使用者の責任）

第50条 役職員は、故意又は重大な過失により業務の遂行上使用する農研機構の固定資産及びその他の物品を亡失又は損傷した場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

（弁償責任の決定及び弁償命令）

第51条 理事長は、役職員が農研機構に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第12章 雑則

（その他）

第52条 理事長は、財務及び会計に関する事務の効率化等を図るため必要と認める場合には、この規程に定める経理責任者の所掌する事務の範囲を変更し、又は所掌に係る事務以外の事務を行わせることができる。

第53条 この規程に定めるもののほか、財務及び会計に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第26-1号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第26-2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21.6.1 規程第26-3号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24.4.1 規程第26-4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-4規程第26-5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.3.31 27-43規程第26-6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30.4.1 30-3規程第26-7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30.6.19 30-9規程第26-8号）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30.10.1 30-18規程第26-9号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31.4.1 31-2規程第26-10号）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）

2 この規程による改正後の会計規程第46条第1項及び第2項の規定は、平成31年4月1日以後に始まる事業年度に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表から適用し、平成31年3月31日に終わる事業年度に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表については、なお従前の例による。

附 則（令和元.10.28 31-16規程第26-11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（事務の引継ぎ等）

- 2 この規程による改正前の会計規程第7条第1項に規定する経理責任者が行っている事務は、施行日において、この規程による改正後の会計規程別表の担当組織の欄に掲げる組織ごとに、それぞれ同表の経理責任者の欄に掲げる者に引き継がれるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和2.2.26 31-24規程第26-12号）

この規程は、令和2年3月10日から施行する。

附 則（令和2.4.1 02-2規程第26-13号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2.6.24 02-5規程第26-14号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-11規程第26-15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5.3.14 04-24規程第26-16号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条第1項及び第2項関係）

| 会計区分 | 経理責任者 | 担 当 組 織 |
|-------|----------------------|---|
| 管理本部 | 本部管理本部総務部長 | 本部管理本部総務部経理課（組織規程（27規程第139号）第74条に規定する業務に関する事務に係る部分に限る。） |
| | | 本部管理本部総務部会計課（組織規程第75条に規定する業務に関する事務に係る部分に限る。） |
| 観音台第1 | 本部管理本部 観音台第1 管理部長 | 本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場、上越研究拠点、安濃野菜研究拠点及び新橋事業場の適用範囲に位置するもの（本部管理本部総務部長の所掌に属するものを除く。） |
| | | 基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場及び新橋事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 畜産研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場及び新橋事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 中日本農業研究センターに置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場、上越研究拠点及び安濃野菜研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 農業機械研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 作物研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 野菜花き研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場及び安濃野菜研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 植物防疫研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第1事業場の適用範囲に位置するもの |
| 観音台第2 | 本部管理本部 観音台第2 管理部長 | 本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場、常陸大宮研究拠点及び北杜研究拠点の適用範囲に位置するもの（本部管理本部総務部長の所掌に属するものを除く。） |
| | | 基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場及び北杜研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 食品研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 作物研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場及び常陸大宮研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第2事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 農村工学研究部門に置く全ての組織 |
| 観音台第3 | 本部管理本部 観音台第3 管理部長 | 本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場及び小平海外病研究拠点の適用範囲に位置するもの（本部管理本部総務部長の所掌に属するものを除く。） |
| | | 基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 動物衛生研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場及び小平海外病研究拠点の適用範囲に位置するもの |

| | | |
|--------|----------------------|--|
| | | <p>中日本農業研究センターに置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの</p> <p>作物研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの</p> <p>生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの</p> <p>農業環境研究部門に置く全ての組織</p> <p>植物防疫研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点観音台第3事業場の適用範囲に位置するもの</p> |
| 藤本・大わし | 本部管理本部 藤本・大わし管理部長 | <p>本部に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場、興津カンキツ研究拠点、金谷茶業研究拠点、北海道中央農場、北海道中央農場後志分場、胆振農場、十勝農場、上北農場、孀恋農場、八岳農場、西日本農場、雲仙農場、鹿児島農場及び沖縄農場の適用範囲に位置するもの</p> <p>基盤技術研究本部に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場の適用範囲に位置するもの</p> <p>果樹茶業研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場、興津カンキツ研究拠点及び金谷茶業研究拠点の適用範囲に位置するもの</p> <p>野菜花き研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場の適用範囲に位置するもの</p> <p>生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場の適用範囲に位置するもの</p> <p>植物防疫研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点藤本・大わし事業場及び金谷茶業研究拠点の適用範囲に位置するもの</p> <p>種苗管理センターに置く全ての組織</p> |
| 池の台 | 本部管理本部 池の台管理部長 | <p>本部に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場、那須塩原研究拠点及び御代田山地放牧研究拠点の適用範囲に位置するもの</p> <p>食品研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場の適用範囲に位置するもの</p> <p>畜産研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場、那須塩原研究拠点及び御代田山地放牧研究拠点の適用範囲に位置するもの</p> <p>生物機能利用研究部門に置く組織のうちつくば研究拠点池の台事業場の適用範囲に位置するもの</p> |
| 北海道 | 本部管理本部 北海道管理部長 | <p>本部に置く組織のうち札幌研究拠点及び芽室研究拠点の適用範囲に位置するもの</p> <p>動物衛生研究部門に置く組織のうち札幌研究拠点の適用範囲に位置するもの</p> <p>北海道農業研究センターに置く全ての組織</p> |
| 東北 | 本部管理本部 東北管理部長 | <p>本部に置く組織のうち盛岡研究拠点、大仙研究拠点及び福島研究拠点の適用範囲に位置するもの</p> <p>東北農業研究センターに置く全ての組織</p> |

| | | |
|------|---------------------|---|
| | | 果樹茶業研究部門に置く組織のうち盛岡研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 植物防疫研究部門に置く組織のうち盛岡研究拠点及び福島研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| 西日本 | 本部管理本部 西日本管理部長 | 本部に置く組織のうち福山研究拠点、善通寺研究拠点、大田研究拠点及び安芸津ブドウ・カキ研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 畜産研究部門に置く組織のうち大田研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 西日本農業研究センターに置く全ての組織 |
| | | 果樹茶業研究部門に置く組織のうち安芸津ブドウ・カキ研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 植物防疫研究部門に置く組織のうち安芸津ブドウ・カキ研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| 九州沖縄 | 本部管理本部 九州沖縄管理部長 | 本部に置く組織のうち合志研究拠点、筑後・久留米研究拠点（筑後）、筑後・久留米研究拠点（久留米）、都城研究拠点、種子島研究拠点、口之津カンキツ研究試験地、枕崎茶業研究拠点及び鹿児島研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 動物衛生研究部門に置く組織のうち鹿児島研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 九州沖縄農業研究センターに置く全ての組織 |
| | | 果樹茶業研究部門に置く組織のうち枕崎茶業研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 植物防疫研究部門に置く組織のうち合志研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| さいたま | 本部管理本部 さいたま管理部長 | 本部に置く組織のうちさいたま研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| | | 農業機械研究部門に置く組織のうちさいたま研究拠点の適用範囲に位置するもの |
| 川崎 | 生物系特定産業技術研究支援センター所長 | 本部に置く組織のうち川崎事業場の適用範囲に位置するもの |
| | | 生物系特定産業技術研究支援センターに置く全ての組織 |